

北上地区消防組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 26 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第 4 号

北上地区消防組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合火災予防条例施行規則（昭和49年北上地区消防組合規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第 1 条～第 2 条 [略] (様式等)</p> <p>第 3 条 条例に規定する承認申請書又は届出書等は、次の各号に定める様式によらなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2)～(11) [略]</p> <p>(11)の 2 <u>条例第45条の 2 に規定する指定洞道等の届け出は、様式12号の 2</u></p>	<p>第 1 条～第 2 条 [略] (様式等)</p> <p>第 3 条 条例に規定する承認申請書又は届出書等は、次の各号に定める様式によらなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(1)の 2 <u>条例第42条の 3 第 2 項に規定する指定催しの火災予防上必要な業務に関する計画提出書は、様式第 2 号の 2</u></p> <p>(2)～(11) [略]</p> <p>(11)の 2 <u>条例第45条第 6 号に規定する露店等の開設の届け出は、様式第12号の 2</u></p> <p>(11)の 3 <u>条例第45条の 2 に規定する指定洞道等の届け出は、様式12号の 3</u></p>

(12)～(17) [略]

2 前項のうち第1号、第7号及び17号については、次によるものとする。

(1)～(2) [略]

(3) 前項第7号に掲げる行為の届け出については、書類をもって届け出る余裕がないときは、口頭にかえることができる。

(4) [略]

(12)～(17) [略]

2 前項のうち第1号、第7号から第11号及び17号については、次によるものとする。

(1)～(2) [略]

(3) 前項第7号から第11号に掲げる行為の届け出については、書類をもって届け出る余裕がないときは、口頭にかえることができる。

(4) [略]

備考 変更は下線の部分である。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第12号の2を別記様式第12号の3とし、別記様式第12号の次に次の1様式を加える。

様式第12号の2（第3条関係）

露店等の開設届出書

年 月 日			
北上地区消防組合消防本部 消防長 様			
届出者 住 所 氏 名 電 話			
開 設 期 間		自 年 月 日 至 年 月 日	営 業 時 間 開始 時 分 終了 時 分
開 設 場 所			
催 し の 名 称			
開 設 店 数		消 火 器 の 設 置 本 数	
現場責任者氏名		(電話)	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。